



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第78号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【監査告示】

島根県監査委員処務規程の一部改正

2

監 査 委 員 告 示**島根県監査委員告示第1号**

島根県監査委員処務規程（昭和29年島根県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成23年 3 月 31 日

島根県監査委員 井 田 徳 義
同 和 田 章 一 郎
同 法 正 良 一
同 山 川 博 司

第7条第2項の表監査第一課の項中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 住民監査請求監査に関すること。

第7条第2項の表監査第一課の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 随時監査に関すること。

第7条第2項の表監査第二課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

第16条を削り、第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

第13条 島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号）第7条第1項、第3項及び第4項、第9条、第11条第1項及び第2項並びに第12条の規定に基づき定めるべき公文書の管理に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、島根県公文書の管理に関する規則（平成23年島根県規則第33号）及び島根県公文書管理規程（平成23年島根県訓令第6号）の規定の例による。

2 公印の管守、使用等については、この規程に定めるもののほか、島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）の規定の例による。

第17条中「の例」を「の規定の例」に改める。

別表中「（第14条関係）」を「（第15条関係）」に改める。

附 則

この告示は、平成23年 4 月 1 日から施行する。